

※必ずご確認ください※

活用方法の注意事項

(1. 店舗に給付する場合)

加盟店舗への一時金給付が終了した後、1ヶ月以内に、「給付を証する書類」を添えて実績報告書を提出してください。(複数事業に活用する場合は、全事業終了後にご提出ください。)

給付先の店舗について

一時金を給付できるのは、団体の会員店舗（一時金の交付金額の積算根拠となっていない業種や準会員・賛助会員も含まれます）となります。

※ 店舗を持たない大家・居住者が会員である場合等、営業をしていない（＝店舗ではない）会員には、給付できません。

使途の明示・指導について

一時金は、店舗においても、新型コロナウイルス感染症対応として、次の(1)、(2)のいずれかの使途で活用する必要があります。

給付を行う際に、会報・メーリングリストや一覧確認表（裏面参照）等で、店舗に対して使途の明示・指導をしてください。

- (1) 衛生用品の購入やテイクアウト・デリバリー事業、商品券発行、施設整備等の事業資金
- (2) 収束後のイベントや割引セール等の事業資金

実績報告書に添付する書類について

実績報告時には、店舗への給付を証する書類として、(1)、(2)のいずれかの書類が必要となります。

- (1) 給付した各店舗から回収した個別の領収書(写し)
宛先が商店会名になっており、受領店舗の「店舗名」「代表者名」「給付額」「受領日」が記載され、「受領印」が押印されていること。
- (2) 一時金受領店舗給付された店舗の確認印が押印された一覧確認表★
裏面の作成例を参考に確認表を作成し、給付先店舗が受領印を押印していること。
「店舗名」「代表者名」「給付額」「受領日」「受領印」「一時金を受領(給付)した旨」「商店会名・商店会長名・印」が必要です。

- ※ 上記以外の書類を証明書としてご検討の場合は、事前にご相談ください。
- ※ 賛助会員や準会員など、申請時に提出した「加盟店舗名簿」に掲載されていない店舗に給付する場合は、上記書類に加えて、給付先が会員であることが確認できる「会員名簿」等も提出してください。

★(3)イ 給付された店舗の確認印が押印された一覧確認票の作成例

新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業（一時金） 給付金 確認表

〇〇中央商店会
会長 横浜 商太



- ① 一時金は、以下の新型コロナウイルス感染症対策に活用することを明示・指導しました。
ア 衛生用品の購入やテイクアウト・デリバリー事業、商品券発行、施設整備等の事業資金
イ 収束後のイベントや割引セール等の事業資金
- ② 下記の通り、会員店舗が一時金を受領したことを証します。

No.	店舗名	受領者	給付額	受領日	受領印
1	〇〇精肉店	石川 花子	100,000 円	令和2年7月30日	
2	喫茶〇〇	交付申請書時に添付した名簿の店舗名・代表者名と一致させてください。		令和2年7月30日	
3	ヘアサロン〇〇			令和2年7月30日	
4	〇〇電機	磯子 三郎	100,000 円	令和2年7月30日	
5	〇〇商店	杉田 洋子	100,000 円	令和2年7月30日	
6					
7					

上記一覧確認表の雛型は、当事業のホームページに掲載されていますので、必要に応じて、ご活用ください。

🔍「横浜市 商店街 一時金」で検索

<<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/syogyo/covid-19/ichijikin.html>>

税務上の取り扱いについて

給付した一時金の税務上の取り扱いについては、国税庁のホームページ等でご確認ください。

国税庁FAQ : <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf>